

大阪市告示第1324号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年10月21日（火）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和7年10月1日（水）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年10月2日（木）	午前8時30分から 午後9時まで
	令和7年10月3日（金）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年10月5日（日）	午前8時から 午後9時まで
	令和7年10月7日（火）	午前7時から 午後9時まで
	令和7年10月8日（水）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和7年10月10日（金）	午前8時から 午後9時まで

	令和 7 年10月12日（日）	午前 7 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年10月14日（火）から 同月15日（水）まで	午後 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年10月16日（木）から 同月17日（金）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年10月19日（日）	
	令和 7 年10月23日（木）から 同月24日（金）まで	午前 9 時から 翌日正午まで
	令和 7 年10月25日（土）	午前 8 時から 翌日正午まで
	令和 7 年10月26日（日）	午前 7 時から 翌日午前 3 時まで
	令和 7 年10月29日（水）から 同月30日（木）まで	午前 8 時から 午後 9 時まで
大阪市中央体育館 第 2 体育場	令和 7 年10月 1 日（水）から 同月 4 日（土）まで	午前 8 時30分から 午後 9 時まで
	令和 7 年10月 6 日（月）から 同月 9 日（木）まで	
	令和 7 年10月14日（火）から 同月15日（水）まで	
	令和 7 年10月17日（金）	
	令和 7 年10月18日（土）	午前 8 時から 午後 9 時まで
	令和 7 年10月21日（火）	午前 8 時30から 午後 9 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）